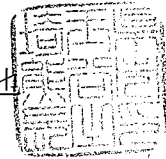


熊谷市告示(乙)第210号

熊谷市自転車等放置防止条例(平成17年条例第23号)第8条の規定に基づき、当該自転車等の保管を次のとおり告示する。

令和8年9月24日

熊谷市長 小林 哲也



1 保管を始めた年月日及び保管場所

保管開始年月日 令和8年9月24日

保管場所 熊谷市伊勢町16番地2
伊勢町撤去自転車保管場所

2 熊谷市自転車等放置防止条例施行規則(平成17年規則第28号)第5条の規定により告示すべきほかの事項

別紙のとおり

自 転 車 等 保 管 台 帳

番号	撤去保管 年 月 日	放置 場所	自 転 車 の 表 示			返 還 年月日	備 考
			種別	所有者等の住所、氏名又は車体番号等	登 録 番 号		
1	R 8 ・ 9 ・ 24	3	自	AS2303C50372	23埼23276397-3		
2	R 8 ・ 9 ・ 24	3	自	SL004531	26埼26196527-5		
3	R 8 ・ 9 ・ 24	6	自	A23AD23848	23埼23341416-6		
4	R 8 ・ 9 ・ 24	3	自	B8X14274	19埼19062685-7		

放置場所	1 熊谷駅南口ロータリー	2 くすりのセイジョー前	3 ティアラ 2 1 前	4 駅北口喫煙所周辺（旧松屋前）
	5 ニットーモール前	6 駅北口トイレ付近	7 みずほ銀行前	8 1 7 号歩道橋付近